

令和 2 年 小諸市教育委員会 2 月 第 2 回定例会 会議録

	日 時：令和 2 年 2 月 5 日（水）13：31 から 14：55 まで 会 場：小諸市役所 3 階 第 1 会議室 出席委員：小林秀夫教育長・山下千鶴子教育長職務代理 塩川秀忠代表教育委員・柳澤由美子委員・田中隆之委員 事務局：教育次長・学校教育課長・子ども育成課長・ 文化財・生涯学習課長・スポーツ課長・教育総務係長・ 学校教育係長・子ども相談係長・指導主事 1 名・ 人権同和教育課長
代表委員	日程第 1 「開会の宣言」 ご苦労様です。 定足数に達しましたので、これより令和 2 年小諸市教育委員会 2 月第 2 回定例会を開会いたします。
代表委員	日程第 2 「招集あいさつ」 教育長より招集あいさつをお願いいたします。
教育長	こんにちは。ニュースでも話題になっていますが、コロナウィルスの広がりが心配です。その影響もあってか、市中のお店のマスクが売り切れ状態のようです。小諸市全体として、先日コロナウィルス対策の会議を開いたところです。学校に於いては、インフルエンザの時と同様に、手洗い、うがいなどを地道に行っていくことが、求められます。国や県からも、教育委員会事務局に情報が届きますので、学校現場に、それらの情報を確実にとどけ、同じ意識で対応していくことが大事だと考えています。本日は、日程にあります内容についてご審議頂きます。よろしくお願い致します。
代表委員	日程第 3 「会期の決定」についてを議題といたします。 お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日一日といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。 （異議なし）
代表委員	ご異議なしと認めます。よって会期は、本日一日と決定いたしました。
代表委員	日程第 4 「専決報告」を議題とし、「1 区域外就学申請について」か

学校教育課長	ら、「3 寄附の受納について」までの 3 件を順次、報告を願います。 「1 区域外就学申請について」報告を願います。学校教育課長 それでは、区域外就学申請についてご報告申し上げます。別紙資料の 1 ページ、指定校変更及び区域外就学の専決についての表をご覧ください。区域外就学申請につきましては、許可基準に従いまして、区分ごとに合計数で報告申し上げます。 はじめに許可案件についてご報告申し上げます。区分「転居」、許可事由「学年途中に住所を変更する場合」が 2 件。区分「その他」、許可事由「教育的配慮、教育的見地（いじめ等）、家庭の特別事情、災害事情、地域事情等からやむを得ないと教育委員会が認めた場合」が 1 件。許可案件は、合計 3 件でございます。 次に承認案件についてご報告申し上げます。区分「協議」、「他市町村の教育委員会から政令第 9 条第 2 項による協議があった場合」が 2 件。承認案件は合計 2 件でございます。 以上、区域外就学申請については、合計 5 件でございます。詳細な内容につきましては、資料を 2 ページ以降にお示しし、内容は事前研究会でご説明したとおりでございます。3 件について許可、2 件について承認いたしましたのでご報告申し上げます。以上でございます。
代表委員	ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。 (質疑なし)
代表委員	ございませんので、次に「2 教育委員会共催・後援行事等承認状況について」報告を願います。文化財・生涯学習課長
生涯学習課長	1 月定例教育委員会以降の、共催・後援行事等の承認状況についてご報告申し上げます。専決報告資料の 1 ページをご覧ください。No 1 の有限会社プラネット・ワイが 3 月 14 日に佐久平交流センターで開催する「みんなで楽しむ動物コンサート」から、No14 のキッズサーキット in SAKU 実行委員会が 7 月 31 日から 8 月 2 日に佐久市内文化施設で開催する「キッズサーキット in 佐久 2020」まで、共催 1 件後援 13 件でございます。 1 件について、説明させていただきます。No 6 の音楽のまち・こもろ小中高交流フェスティバル実行委員会が 2 月 22 日に小諸市文化センターで開催する「音楽のまち・こもろ小中高交流フェスティバル」は、小諸市で生き生きと音楽活動をしている子どもたちが一堂に会し、

	お互いの音楽の良さを聴きあって、音楽の楽しさや、素晴らしさを感じる交流会にしたいと、現場の教師が立ち上げた初めての試みです。午前中は管楽器の小中高の仲間が集まり、早川潔先生の指導のもとで、130 人の大合奏を行い交流します。午後は合唱の皆さんも参加し、各校の発表や午前中に練習した大合奏を披露し、最後は、吹奏楽の伴奏で会場全員で「花は咲く」を合唱奏します。 以上、今回申請のありました共催 1 件後援 13 件は、いずれも基準を満たす事業でありましたので、後援を承認したことをご報告いたします。よろしくお願いいたします。
代表委員	ただいまの報告に対し、ご質疑はございませんか。 (質疑なし)
代表委員	ございませんので、次に「3 寄附の受納について」報告を願います。 文化財・生涯学習課長
生涯学習課長	文化財・生涯学習課から、寄附の受納につきまして、ご報告申し上げます。専決報告資料 3 ページをお願いします。 12 月 7 日に、佐久市安原〇〇小山功様から、小山敬三美術館の充実のためとして、小山敬三が使った陶製のパレット 1 点をご寄附いただきました。イメージは 4 ページのとおりです。昭和 22 年夏に当時小学校 2 年生だった寄付者が小山敬三画伯から頂いたもので、相当価格は 10 万円です。 続いて 5 ページをお願いします。1 月 18 日に、長野市妻科〇〇東和子様から、藤村記念館の資料として活用していただくためとして、島崎藤村に関する書籍 166 冊をご寄附いただきました。詳細は 6 ページ以降の一覧のとおりで、相当価格は 16 万円です。なお、寄付者は、県国語国文学会会長で長く藤村文学講座の講師のほか、小諸・藤村文学賞の本選考委員も務められた故東栄蔵先生の奥様です。 続いて 11 ページをお願いします。1 月 24 日に、埼玉県所沢市山口〇〇柏木慶永様から、図書 40 冊をご寄附いただきました。詳細は 11 ページ以降のリストのとおりで、寄付者は元長野県議会議員の故柏木譲氏のご子息です。 以上、寄附の受納について、ご報告申し上げましたが、よろしくお願いいたします。
代表委員	ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

	(質疑なし)
代表委員	ございませんので、日程第4 専決報告については終わります。
代表委員	日程第5「議案審議」に入ります。 議案第2号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の上程について」事務局から説明願います。学校教育課長
学校教育課長	議案書の1ページをお開きください。議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の上程についてご説明申し上げます。本案は、会計年度任用職員制度の導入に伴い、「地方公務員法」及び「地方自治法」の一部が改正されたことから、関係する条例の所要の改正を一括整理して行うもので、教育委員会に関連するものとしましては、会計年度任用職員に移行する職員に関係する既存の条例を廃止するものでございます。内容については、教育委員会に関連する部分のみご説明申し上げます。 2ページをお開きください。家庭児童相談員は、これまで特別職の非常勤職員として条例により任用しておりましたが、法改正により会計年度任用職員に移行されることから、第7条で同条例の廃止を規定するものでございます。 3ページをお開きください。英語指導助手は、これまで特別職の非常勤職員として条例により任用しておりましたが、法改正により会計年度任用職員に移行されることから、第11条で同条例の廃止を規定するものでございます。 附則で、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。 以上、概要を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決議賜りますようお願い申し上げます。
代表委員	以上で議案第2号の提案理由の説明を終わります。 続きまして、議案第3号「小諸市立小・中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の上程について」事務局から説明願います。学校教育課長
学校教育課長	議案書の7ページをお開きください。議案第3号 小諸市立小・中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条

	例の上程についてご説明申し上げます。本案は、教育委員会が委嘱する市内小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償について、「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律」に基づき、その範囲、金額、支給方法などを規定するものでございます。 第1条では趣旨を、第2条では公務災害が認められる場合の補償を受けるべき者への通知について規定し、第3条では補償の範囲、金額、支給方法等を、この条例のほか政令で定める基準を例とすることを規定し、第4条では必要な場合に本人、関係者からの報告、出頭命令、医師の診断などを受けさせることができること規定し、第5条はこの条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は教育委員会が別に定めることを規定するものでございます。附則で、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。 以上、概要を申し上げますが、よろしくご審議の上、ご決議賜りますようお願い申し上げます。
代表委員	以上で議案第3号の提案理由の説明を終わります。 続きまして、議案第4号「小諸市立小・中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の制定について」事務局から説明願います。学校教育課長
学校教育課長	議案書の9ページをお開きください。議案第4号 小諸市立小・中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の制定についてご説明申し上げます。本案は、議案第3号でご提案した条例を施行するにあたり、必要な事項を定めるものでございます。 第1条では趣旨を、第2条では災害が発生した場合、学校長は直ちに様式第1号により教育委員会に報告することを規定し、第3条では教育委員会が本人等に対して通知する公務災害認定通知の様式等を規定し、第4条はこの規則に定めるもののほか、補償の実施に関し必要な事項は、「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する規則」を例とすることを規定するものでございます。各様式は11ページから13ページのとおりであり、附則で、この規則は、令和2年4月1日から施行するものでございます。 以上、概要を申し上げますが、よろしくご審議の上、ご決議賜りますようお願い申し上げます。
代表委員	以上で議案第4号の提案理由の説明を終わります。

学校教育課長	続きまして、議案第５号「義務教育入学資金の貸付基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の上程について」事務局から説明願います。学校教育課長 議案書の１５ページをお開きください。議案第５号 義務教育入学資金の貸付基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の上程についてご説明申し上げます。本案は、小中学校の新入学児童・生徒を持つ世帯で、経済的に困窮し学用品など入学準備に苦慮する世帯を対象に実施する貸付金制度に係る基金や管理運用を規定する条例について、近年の就学援助給付制度の拡充により、入学準備金の給付額が本条例の貸付金額を上回る状況であること、また給付時期も入学前の給付を可能とするなど適時な支援となったことなど、その内容が貸付制度を上回るものとなったことから、入学に際しての各支援制度の整理を行い、廃止するものでございます。附則で、この条例は、令和２年４月１日から施行するものでございます。 以上、概要を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決議賜りますようお願い申し上げます。
代表委員	以上で議案第５号の提案理由の説明を終わります。 続きまして、議案第６号「小諸市青少年補導センター条例の上程について」事務局から説明願います。文化財・生涯学習課長
生涯学習課長	小諸市青少年補導センター条例の上程についてご説明申し上げます。小諸市青少年補導センターはこれまで設置要綱により運用していましたが、各区から推薦され市長が委嘱している青少年補導委員を特別職非常勤職員として位置づけるために条例を新設するものです。 第１条では設置の目的を、第２条では名称、位置及び活動区域を、第３条では業務の内容を、第４条ではセンターの職員を、第５条では青少年補導委員会を、第６条では会長及び副会長を、第７条では会議及び任務を、第８条では補則をそれぞれ規程しております。なお、附則として、この条例は令和２年４月１日から施行するものです。 以上、概要を申し上げましたが、よろしくご審議の上ご決議賜りますようお願い申し上げます。
代表委員	以上で議案第６号の提案理由の説明を終わります。 続きまして、議案第７号「小諸市青少年補導センター条例施行規則の制定について」事務局から説明願います。文化財・生涯学習課長

生涯学習課長	小諸市青少年補導センター条例施行規則の制定についてご説明申し上げます。この規則は、先の条例第8条の規程により、小諸市青少年補導委員会の運営について必要な事項を定めるものです。 第1条では趣旨を、第2条では服務を、第3条では支部を、第4条では役員を、第5条では役員の選出をそれぞれ規程しております。なお、附則として、この規則は令和2年4月1日から施行するものです。 以上、概要を申し上げましたが、よろしくご審議の上ご決議賜りますようお願い申し上げます。
代表委員	以上で議案第7号の提案理由の説明を終わります。 続きまして、議案第8号「小諸市青少年補導センター設置要綱の廃止について」事務局から説明願います。文化財・生涯学習課長
生涯学習課長	小諸市青少年補導センター設置要綱の廃止についてご説明申し上げます。今回の条例新設に伴い、今まで運用してきた小諸市青少年補導センター設置要綱を廃止するもので、この告示は令和2年4月1日から施行するものです。 以上、概要を申し上げましたが、よろしくご審議の上ご決議賜りますようお願い申し上げます。
代表委員	以上で議案第8号の提案理由の説明を終わります。 続きまして、議案第9号「小諸市立小山敬三美術館条例の一部を改正する条例の上程について」事務局から説明願います。文化財・生涯学習課長
生涯学習課長	小諸市立小山敬三美術館条例の一部を改正する条例の上程についてご説明申し上げます。小山敬三美術館では、美術館の収蔵に関すること及び収蔵する作品について検討するため、小諸市立小山敬三美術館作品収蔵委員会要綱に基づき収蔵委員会を置いています。収蔵委員会委員を特別職非常勤職員として位置づけるために条例の一部改正するものです。 詳細は新旧対照表で説明させていただきます。第4条では、館長の任期等を定めた第2項を削り、第4条第1項の内容を第4条第1項と第2項に分けて記載しました。第5条では委員会という表記を運営委員会とし、改正前の第6条（委員会の職務）第7条（委員会の委員）第8条（委員長及び副委員長）の内容を、改正後の第5条に第2項から第7項として追加しました。そして、改正後の第6条に現行の収蔵委員会要綱で規定している内容を追加しております。また、改正前の

	第 6 条から第 8 条を改正後の第 5 条第 2 項から第 7 項としたことから、第 9 条及び第 10 条をそれぞれ第 7 条及び第 8 条に繰り上げるものです。なお、附則として、この条例は令和 2 年 4 月 1 日から施行するものです。 以上、概要を申し上げましたが、よろしくご審議の上ご決議賜りますようお願い申し上げます。
代表委員	以上で議案第 9 号の提案理由の説明を終わります。 続きまして、議案第 10 号「小諸市立小山敬三美術館管理規則及び小諸市立小山敬三美術館頒布品頒布料規則の一部改正について」事務局から説明願います。文化財・生涯学習課長
生涯学習課長	小諸市立小山敬三美術館管理規則及び小諸市立小山敬三美術館頒布品頒布料規則の一部改正についてご説明申しあげます。条例第 10 条、改正後では第 8 条の規程により必要な事項を定めている、管理規則及び頒布品頒布料規則について、今回の条例一部改正に伴い、第 10 条が第 8 条に繰り上げとなることから、それぞれの規則で引用している当該条例第 10 条を第 8 条に改めるもので、この規則は令和 2 年 4 月 1 日から施行するものです。 以上、概要を申し上げましたが、よろしくご審議の上ご決議賜りますようお願い申し上げます。
代表委員	以上で議案第 10 号の提案理由の説明を終わります。 続きまして、議案第 11 号「小諸市立小山敬三美術館作品収蔵委員会要綱の廃止について」事務局から説明願います。文化財・生涯学習課長
生涯学習課長	小諸市立小山敬三美術館作品収蔵委員会要綱の廃止についてご説明申しあげます。今回の条例改正に伴い、今まで運用してきた小諸市立小山敬三美術館作品収蔵委員会要綱を廃止するもので、この告示は令和 2 年 4 月 1 日から施行するものです。 以上、概要を申し上げましたが、よろしくご審議の上ご決議賜りますようお願い申し上げます。
代表委員	以上で議案第 11 号の提案理由の説明を終わります。 続きまして、議案第 12 号「令和元年度一般会計補正予算の上程について」事務局から説明願います。学校教育課長

学校教育課長	議案第 12 号「令和元年度小諸市一般会計補正予算（第 6 号）」の内、学校教育課に係る部分につきまして、ご説明申し上げます。 議案書の 1 ページをご覧ください。まず、歳入についてご説明申し上げます。（款 17）寄附金、（項 1）寄附金、（目 5）教育費寄附金、（節 1）教育総務費寄附金 200 千円は、市内企業より小中学校の音楽活動への支援として頂戴した寄附金で、寄附者の意向に沿い小中学校の楽器購入、修繕に活用するものでございます。 議案書の 2 ページをご覧ください。次に、歳出についてご説明申し上げます。（款 10）教育費、（項 1）教育総務費、（目 2）学校運営費、（事業 1）学校運営費は、歳入でご説明しました寄附金 200 千円について、楽器の購入、修繕費として活用するため小・中学校課外活動備品整備基金へ積立するものでございます。 以上、概要を申し上げましたが、よろしくご審議の上ご決議賜りますようお願い申し上げます。
代表委員	子ども育成課長
子ども育成課長	議案第 12 号「令和元年度小諸市一般会計補正予算（第 6 号）」のうち、子ども育成課に係る予算について説明いたします。 別冊 2 の 5 ページになります。歳入予算の（款 15）県支出金、（項 2）県補助金、（目 2）民生費県補助金、（節 3）児童福祉費補助金、（細節 5）子ども・子育て支援整備交付金 16,832 千円は、複合型中心拠点誘導施設の「病児・病後児保育施設」部分の整備費用補助で、今年度整備予定分を計上したものです。施設整備の進捗状況は、今年度は、工事業者を選定し契約までの予定でして、工事着手は次年度からになります。そのため補助金は繰越しとなり、今年度の交付額はありまませんので歳入の減額をするものです。 以上、一般会計補正予算のうち、子ども育成課に係る部分につきまして説明しましたが、審議のうえご承認いただきますようお願いいたします。
代表委員	文化財・生涯学習課長
生涯学習課長	令和元年度一般会計補正予算の上程についての内、文化財・生涯学習課に係わるものについてご説明申し上げます。 7 ページをお願いします。はじめに歳入ですが、（款 17）寄付金、（項 1）寄付金、（目 5）教育費寄付金、（節 3）社会教育費寄付金、（細節 1）社会教育総務費寄付金は、補正前の額 1,000 千円に 110 千円を増

	額し、補正後の額を 1,110 千円とするものでございます。内容は、積算基礎に記載のとおり、図書館蔵書充実のために 2 名の方からご寄附いただいた現金 110 千円でございます。 8 ページをお願いします。続いて歳出ですが、(款 10) 教育費、(項 6) 社会教委費、(目 2) 図書館・市民交流センター費、(事業 1) 図書館運営事業の備品購入費について、補正前の額 9,600 千円に 110 千円を増額し、補正後の額を 9,710 千円とするものでございます。内容は、積算基礎に記載のとおり歳入でもご説明しましたが、2 名からご寄附いただいた寄付金 110 千円を図書購入費として追加計上するものです。 以上、概要を申し上げましたが、よろしくご審議の上ご決議賜りますようお願い申し上げます。
代表委員	以上で議案第 12 号の提案理由の説明を終わります。 続きまして、議案第 13 号「令和 2 年度一般会計予算及び小諸市奨学資金特別会計予算の上程について」事務局から説明願います。学校教育課長
学校教育課長	別冊 3 の資料に基づきまして説明させていただきます。議案第 13 号「令和 2 年度一般会計予算及び小諸市奨学資金特別会計予算の上程について」学校教育課に係る部分についてご説明をさせていただきます。資料の 4 ページからお願いいたします。まず歳入の部ですが(款 13)の使用料及び手数料につきましては教育使用料として登録団体以外の団体が使用する場合の小学校・中学校の施設維持使用料を見込むものでございます。続きまして 7 ページをお願いいたします。(款 14)国庫支出金の中では教育費国庫補助金として小学校・中学校それぞれ理科教育振興のための国からの補助金、特別支援教育の就学奨励費補助金、要保護児童生徒援助費への補助金をそれぞれ歳入として見込むものでございます。続きまして 8 ページから 9 ページをお願いいたします。(款 15)県支出金、(目 7)教育費県補助金といたしまして中学校費補助金は部活動指導員の任用に係る国・県からの補助金の収入でございます。続いて 10 ページをお願いいたします。(款 16)財産収入、(目 1)財産貸付収入として教職員住宅貸付収入を見込むものでございます。同じく 10 ページ(款 17)寄附金でございますが 11 ページの(目 5)教育費寄附金として小・中学校課外活動備品整備基金の寄付金を見込むものでございます。続きまして 11 ページをお願いいたします。(款 18)繰入金ですが小諸市立小・中学校課外活動備品基金繰入金は基金からの繰入を予定するものでございます。続きまして 12 ページ

ジから 13 ページをお願いいたします。(項 5) 雑入のうち 13 ページに移りまして(目 5) 納付金につきましては教育費納付金として岐阜県中津川市で行われるサマーサイエンススクールへの中学生の参加に対する参加者負担金を見込むものでございます。続いて 13 ページ(目 7) 雑入の中で日本スポーツ振興センター災害給付金は子ども育成課の保育園の関係、学校教育課の小中学校の関係の収入を見込むものでございます。同じく公衆電話取扱収入につきましては各学校に設置しております公衆電話の収入を見込んだものでございます。歳入最後は 14 ページになりますが雑入といたしまして各学校に設置している太陽光発電の使用料について歳入を見込むものでございます。以上、一般会計の歳入についてご説明を申し上げました。

続きまして一般の会計歳出についてご説明を申し上げます。20 ページをお願いいたします。(款 10) 教育費、(項 1) 教育総務費、(目 1) 教育委員会費は本年度予算額 145,920 千円を計上しております。内容につきましては右の説明欄でご説明申し上げます。教育委員会を運営する経費、滑川や中津川を始めとする姉妹都市交流の連携する事業に関する経費、事務局職員の給与や事務局の会計年度任用職員の報酬等を経常する事務局運営費、事務局給与費、最後に中学生海外文化・語学学習事業に係る経費を計上するものでございます。続きまして 21 ページ(目 2) 学校運営費は本年度予算額 251,780 千円を計上するものでございます。内容につきましては右の説明欄でご説明申し上げます。学校運営費につきましては各小中学校共通に必要な経常経費等を計上するものでございます。22 ページをお願いいたします。学校給食食材放射性物質測定事業につきましては月に 1 回、給食で使用する食材の放射性物質の測定をするもので、それに係る経費を計上するものでございます。英語教育推進事業につきましては A L T の雇用経費等の必要な経費を計上するものでございます。長期学校改築計画策定事業につきましては学校教育審議会を運営する経費が主なものでございます。続きまして(項 2) 小学校費(目 1) 学校管理費は本年度予算額 329,916 千円を計上するものでございます。内容につきましては右の説明欄で申し上げます。小学校管理費運営費は各学校に配置する会計年度任用職員に係る経費、小学校 6 校に必要な経常経費等を計上するものでございます。23 ページに移りまして小学校管理費給与費につきましては小学校 6 校に配置する正規職員の給食調理員の給与等の経費を計上するものでございます。小学校施設維持管理事業につきましては小学校 6 校を適切に維持管理するための経費を計上するものでございます。小学校給食運営事業につきましては小学校 6 校に配置する会計年度任用職員の給食調理員に係る経費等が主なものでございま

す。24 ページをお願いいたします。小学校保健事業につきましては各学校に委嘱をしております学校医・学校薬剤師等の報酬のほか、スポーツ振興センターの医療給付金等を計上するものでございます。続きまして（目 2）教育振興費は本年度予算額 56,045 千円を計上するものでございます。内容につきましては右の説明欄でご説明申し上げます。小学校教育振興事業につきましては「きらら会」さんをお願いしている音楽体験事業の経費や理科教育に必要な備品を購入する経費を計上するものでございます。小学校 I C T 教育推進事業につきましてはインターネット使用料のほか教材・教具として備品の購入費等を計上するものでございます。小学校教育支援事業につきましては小学校 6 校に 7 名配置を予定している支援教員に係る経費、就学援助費等を計上するものでございます。24 ページの一番下になりますが（項 3）中学校費、（目 1）学校管理費は本年度予算額 162,701 千円を計上するものでございます。内容につきましては右の説明欄でご説明申し上げます。中学校管理費運営費は中学校 2 校に配置する会計年度任用職員の経費ほか、中学校 2 校に必要な経常経費等を計上するものでございます。中学校管理費給与費につきましては中学校 2 校に配置する正規職員の給食調理員に係る経費を計上するものでございます。中学校施設維持管理事業につきましては中学校 2 校を適切に維持管理するための経費を計上するものでございます。中学校給食運営事業につきましては中学校 2 校に配置する会計年度任用職員の給食調理員に係る経費等を計上するものでございます。26 ページをお願いいたします。中学校保健事業は中学校 2 校に委嘱をしております学校医・学校薬剤師等の報酬のほか、日本スポーツ振興センターの医療費給付金等を計上するものでございます。一般会計の最後になりますが（目 2）教育振興費につきましては 49,716 千円を計上するものでございます。内容につきましては右の説明欄でご説明申し上げます。中学校教育振興事業につきましては中学校 2 校に配置する部活動指導員に係る経費のほか、理科教育備品の購入等の経費を計上するものでございます。中学校 I C T 教育推進事業につきましてはインターネット使用料や備品購入費等を計上するものでございます。中学校教育支援事業につきましては就学援助費等が主なものでございます。以上、学校教育課に係る一般会計の予算についてご説明申し上げました。

続いて特別会計についてご説明を申し上げます。資料の 39 ページからお願いいたします。小諸市奨学資金特別会計予算についてご説明申し上げます。40・41 ページでご説明させていただきます。まず歳入ですが（款 1）繰入金、（項 1）基金繰入金、（目 1）奨学基金繰入金は本年度予算額 5,962 千円を計上するものでございます。内容についま

	しては右の説明欄にありますように貸与型の奨学金である「大津秀子奨学基金」からの繰入金、給付型の奨学金である「あさま奨学基金」からの繰入金をそれぞれ見込んだものでございます。続いて（款２）諸収入、（項１）貸付金収入、（目１）奨学資金貸付金収入は本年度予算額 2,790 千円を見込むものでございます。内容につきましてはこれまで貸付をしてまいりまして償還時期を迎えた皆さんからの償還金 2,790 千円を予定するものでございます。続いて（款３）財産収入、（項１）財産運用収入、（目１）利子及び配当金につきましては本年度予算額 261 千円を計上するものでございます。内容につきましては各基金で、積立等している中での運用の配当金として「大津秀子奨学基金」「あさま奨学基金」それぞれ記載のと通りの収入を見込むものでございます。以上が歳入についてご説明を申し上げました。続いて歳出についてご説明を申し上げます。41 ページをお願いいたします。（款１）奨学費、（項１）奨学費、（目１）奨学費は本年度予算額 9,013 千円を見込むものでございます。内容につきましては右の説明欄で申し上げます。奨学費運営費につきましては審査会の運営に係る経費、それから利子、基金の利子の積立金等を充てるものでございます。続きまして奨学費貸付金事業につきましては本年度貸付金を予定する金額 6,780 千円を計上するものでございます。最後に奨学費給付事業につきましては本年度奨学費給付金として給付を見込み 1,920 千円を計上するものでございます。以上、奨学金特別会計について内容をご説明申し上げます。学校教育課に係る部分については以上でございます。概要を申し上げますがよろしくご審議の上ご承認賜りますようお願いいたします。
代表委員	子ども育成課長
子ども育成課長	「令和２年度一般会計歳入歳出予算」のうち、子ども育成課に係る部分について説明いたします。 始めに歳入を説明します。別冊３の４ページからになります。（款 12）分担金及び負担金、（項１）負担金、（目２）民生費負担金、（節２）児童福祉費負担金 69,862 千円は、公立７園と私立１園の保育園の入所者負担金と公立保育園の給食の副食費負担金です。無償化により保育料負担金は前年度の４割程度の見込みです。その下の（款 13）使用料及び手数料、（項１）使用料、（目２）民生使用料（節１）児童福祉使用料 1,050 千円は保育園の延長保育料と一時保育料です。その下（目５）教育使用料、（節２）子育て支援使用料 5,000 千円は、児童クラブの利用料と児童館の延長利用料です。次の６ページ下の段の（款 14）

国庫支出金、(項 1) 国庫負担金、(目 1) 民生費国庫負担金 (節 3) 児童福祉費負担金のうち 7 ページの頭、子どものための教育・保育給付費国庫負担金 265,000 千円は、認定子ども園と私立保育園、小規模保育所の給付費の、2/4 の国庫負担金です。その下の (項 2) 国庫補助金、(目 2) 民生費国庫補助金、(節 2) 児童福祉費補助金のうち子育てのための施設等利用給付交付金 61,000 千円は、幼稚園の保育料と、幼稚園の預かり保育、認可外保育、病児保育等の保育料の 1/2 の国庫補助金、その下の保育所等整備交付金 50,000 千円は、認定こども園小諸幼稚園の立替工事の補助で、厚生労働省からの保育所機能分の補助金です。その下の (目 6) 教育費国庫補助金、(節 1) 教育総務費補助金 72,600 千円の認定子ども園施設整備交付金は、小諸幼稚園の立替工事の補助で、文部科学省からの幼稚園機能分の補助金です。次の 8 ページになります (款 15) 県支出金、(項 1) 県負担金、(目 1) 民生費県負担金、(節 3) 児童福祉費負担金のうち、子どものための教育・保育給付費県費負担金 132,500 千円は、認定子ども園と私立保育園、小規模保育所の給付費の県費分の負担金です。その下 (項 2) 県補助金、(目 2) 民生費県補助金、(節 3) 児童福祉費補助金 75,714 千円は、多子世帯保育料減免事業費補助金は、第 3 子以降の保育料軽減のための補助金子育て支援総合助成金は、私立保育園の乳幼児と 1 歳児の保育事業に対する補助金、子ども・子育て支援交付金は、延長保育事業、子どもセンター事業、一時預かり事業等の補助金、子どものための教育・保育給付費地方単独費用補助金は、認定こども園に対する補助金、子育てのための施設等利用給付交付金は、幼稚園の保育料等の県費負担分です。子ども・子育て支援整備交付金 12,430 千円は、複合型中心拠点誘導施設の「病児・病後児保育施設」部分の整備費用補助です。次に 12 ページになります。中段の (款 20) 諸収入、(項 4) 受託事業収入、(目 2) 民生費受託事業収入、(節 2) 児童福祉費受託事業収入 10,000 千円の保育所受託事業収入は、広域保育による市外からの入所受入による収入です。13 ページ中段の (項 5) 雑入、(目 6) 給食事業収入 (節 1) 保育所給食費 7,000 千円は保育所職員の給食費、(目 7) 雑入、(節 5) 日本スポーツ振興センター災害給付金のうち 200 千円は保育園児の怪我の給付金、14 ページ (節 11) 雑入、太陽光発電料 248 千円は子どもセンターと東児童館の太陽光発電による収益です。歳入は以上です。

続いて、歳出になります、18 ページの中段になります。(款 3) 民生費、(項 3) 児童福祉費、(目 3) 保育所費は、予算額 1,286,978 千円で、前年度に対し 371,952 千円の増額です。無償化による支出が増額分の大半を占めています。

それでは、事業ごとに主なものを説明します。保育所運営事業 389,115 千円は、公立保育園 7 園を運営するための費用です。人件費では、会計年度任用の保育士、給食調理員のうちパートタイムの職員 87 人の報酬 108,000 千円と、フルタイムの職員 60 人の給料 119,033 千円を、また手当では、新たに期末手当 30,499 千円と退職手当を計上します。

19 ページの保育所費給与費 174,413 千円は保育士正職 28 名分の給料・手当・共済費です。子ども・子育て支援事業 720,067 千円は、4 月から事業を開始しますファミリーサポートセンターの社協への委託料 4,000 千円と、施設型給付費負担金 460,000 千円は、2 年度から、みすず幼稚園も含めた認定子ども園 3 園と新制度へ移行する暁の星幼稚園への給付費になります。保育所等整備交付金 75,000 千円は、小諸幼稚園が平成 27 年に認定子ども園へ移行した際、期限付きで施設の改修を指導されていたことから 2 年度に建替えを行います。その整備補助で、ここでは、厚生労働省所管の保育園機能分に対する補助になります。運動遊び事業 3,383 千円は、各園の保育士や学校の先生へ運動あそびの指導研修を取り入れながら、運動保育士の直接指導も昨年度よりは回数を減らして実施していきます。なお、新保育園建設の保育所建設事業は、来年度、園舎の実施設計、地質調査、プール解体等を計画していますが、骨格予算となりますので、当初予算には計上していません。

続いて 22 ページに行きまして、(款 10) 教育費、(項 1) 教育総務費、(目 2) 学校運営費のうちの私立幼稚園補助事業 198,573 千円では、子育てのための施設利用給付交付金 80,000 千円は、無償化による私立幼稚園の保育料給付費です。認定子ども園等施設整備交付金 108,900 千円は、認定子ども園小諸幼稚園の整備補助で、ここでは、文部科学省所管の幼稚園機能分に対する補助になります。

次に 26 ページになります。下の段で、(款 10) 教育費、(項 4) 子育て支援費、(目 1) 子育て支援費は、予算額 69,893 千円で、前年度から 1,552 千円の減額です。子どもセンター運営事業 23,180 千円は、子どもセンターを運営するための、会計年度任用の館長を含むパートタイム職員 10 名の人件費のほか、施設維持管理等に係る経費などです。児童クラブ運営事業 12,403 千円は、児童クラブ 3 クラブの会計年度任用のパートタイム指導員 7 名の人件費のほか、管理運営に係る経費です。児童施設運営事業 34,310 千円は、児童館 3 館の会計年度任用の館長を含むパートタイム職員 19 名の人件費のほか管理運営の経費です。

次に 28 ページの(目 2) 子ども相談費は、予算額が 62,274 千円で、

	前年度から 4,429 千円の増額です。就学指導支援事業 4,574 千円は、特別な支援を必要とする子どもの就学指導を行う教育支援相談員のパートタイム会計年度任用職員 1 名の人件費を計上します。家庭児童相談事業 2,329 千円は、子どもの家庭状況等から効果的な支援が行えるよう関係機関と連携して相談、支援を行う家庭指導相談員のパートタイム会計年度任用職員 1 名の人件費等です。教育支援センター等運営事業 10,000 千円は、教育支援センターのセンター長、指導主事、適応指導員のパートタイム会計年度任用職員計 4 名の人件費とセンターの維持管理等に係る経費です。特別支援教育等推進事業 45,371 千円は、学校生活支援員と不登校対策支援講師のパートタイム会計年度任用職員 25 名の人件費です。 以上、令和 2 年度一般会計歳入歳出予算のうち、子ども育成課に係る部分の概略を説明いたしましたが、ご審議のうえ承認いただきますよう、お願いいたします。
代表委員	人権同和教育課長
人権同和教育課長	人権政策課の分についてご説明させていただきます。8 ページ歳入の部分から説明させていただきます。(款 14) 国庫支出金、(項 3) 委託金、(目 2) 民生費委託金、右側説明欄で(節 2) 人権政策費委託金 90 千円のうち人権啓発費活動地方委託金 40 千円につきましては来年度実施します人権の花運動の経費に係るものです。続いて同じく、歳入 9 ページ(節 7) 教育費県補助金、右側説明欄で(節 2) 人権同和教育費補助金 175 千円は各種人権啓発教育に係る講座・研修等に係る県からの補助金でございます。続いて 10 ページ(款 16) 財産収入、(項 1) 財産運用収入、(目 1) 財産貸付収入、右側説明欄で(節 1) 土地建物貸付収入のうち、土地建物貸付収入【人権同和教育係】の 120 千円につきましては四ツ谷区にございます集会所の 2 階部分を部落解放同盟に事務室として貸し付けをしている年額の貸付収入でございます。以上が歳入に係る部分でございます。 歳出について説明いたします。29 ページをお願いいたします。(項 5) 人権同和教育費、(目 1) 人権同和教育費、右の説明欄で人権同和教育推進事業 3,614 千円は人権教育啓発に係る各種講座・研修会及び集会所の管理運営に係る経費が主なものになります。人権同和教育促進事業 308 千円につきましては解放子ども会の運営に係る経費になります。以上、人権同和教育課に係る部分について説明させていただきました。よろしく願いいたします。

代表委員	文化財・生涯学習課長
生涯学習課長	令和２年度当初予算の上程についての内、文化財・生涯学習課に係わるものについてご説明申し上げます。 まず、歳入について主なものをご説明申し上げます。５ページをご覧ください。（款 13）使用料及び手数料、（項 1）使用料、（目 5）教育使用料、（節 3）社会教育使用料 12,857 千円は、当課の所管する生涯学習施設等の観覧料、使用料でございます。 ７ページをご覧ください。（款 14）国庫支出金、（項 2）国庫補助金、（目 6）教育費国庫補助金、（節 4）社会教育費補助金 7,354 千円は、市内遺跡発掘調査事業費及び旧小諸本陣解体に係る国庫補助金でございます。 10 ページをご覧ください。（款 16）財産収入、（項 1）財産運用収入、（目 1）財産貸付収入、（節 1）土地建物貸付収入のうち、公民館・文化会館については、ロビーの自動販売機設置スペース、文化財・生涯学習係については小諸プラザ内のカフェ及び自動販売機設置スペースの貸付収入でございます。（項 2）財産売払収入、（目 2）物品売払収入、（節 1）物品売払収入のうち、市誌等売払収入から高濱虚子記念館物品売払収入は、小諸市誌及び美術館、記念館の図録、絵はがき等の販売収入でございます。（款 18）繰入金、（項 2）基金繰入金、（目 6）小山敬三美術館基金繰入金、（節 1）小山敬三美術館基金繰入金 100 千円は、小山敬三美術館で予定している備品（額）購入費に充てるものでございます。（目 7）高濱虚子記念館基金繰入金、（節 1）高濱虚子記念館基金繰入金 167 千円は、高濱虚子記念館で予定している駐車場車止設置工事費に充てるものでございます。 12 ページをご覧ください。（款 20）諸収入、（項 4）受託事業収入、（目 4）教育費受託事業収入、（節 1）社会教育費受託事業収入 7,529 千円は、民間事業者による開発行為に伴い、当該事業者から受託して実施する発掘調査に係る受託事業収入でございます。 13 ページをご覧ください。（項 5）雑入、（目 7）雑入、（節 4）物品取扱収入のうち、小山敬三美術館物品取扱収入から藤村記念館物品取扱収入は、美術館、記念館における、他団体作成絵はがき等の取扱収入でございます。 14 ページをご覧ください。（節 10）施設光熱水費等負担金のうち、文化会館光熱水費負担金は自動販売機、市庁舎等光熱水費負担金は小諸プラザ内のカフェ及び自動販売機の光熱水費負担金でございます。 次に歳出についてご説明申し上げます。29 ページをご覧ください。（款 10）教育費、（項 6）社会教育費、（目 1）社会教育総務費でござ

います。内容は、右側の説明欄でご説明申し上げます。社会教育総務費運営費 2,233 千円は、小諸市社会教育委員報酬、会計年度任用職員 1 名の報酬、各種保険料のほか、佐久広域連合負担金等が主なものでございます。社会教育総務費給与費 85,050 千円は、文化財・生涯学習課及びスポーツ課の一般職の給与及び職員手当等でございます。小諸藤村文学賞事業 4,510 千円は、第 26 回小諸藤村文学賞の開催に係る会計年度任用職員の報酬や、入賞賞金、選考委員の謝礼などでございます。

30 ページをご覧ください。文化財保護活用事業 15,147 千円は、文化財保護審議会委員報酬のほか、指定文化財の維持管理等に係る費用や、小諸ふるさと遺産認定に係る費用、開発等に伴う遺跡発掘調査に係る費用でございます。成人式開催事業 468 千円は、令和 3 年成人式の開催に係る記念品代や思いで V T R 作成業務委託料などでございます。史料館等管理事業 7,140 千円は、古文書調査室の会計年度任用職員の報酬のほか、御影用水史料館、水明楼、旧郷土博物館等の維持管理に係る費用でございます。旧小諸本陣建造物保存修理事業 10,131 千円は、旧小諸本陣の解体工事に係る設計・監理業務委託料及び解体工事費が主なものでございます。

31 ページをご覧ください。青少年育成補導推進事業 4,393 千円は、青少年補導委員の報酬のほか、青少年補導委員会、青少年育成会連合会への負担金や補助金などが主なものでございます。なお、音楽のまち・こもろ推進事業は、市長選挙が予定されていることによる骨格予算のため、6 月補正対応となっております。

（目 2）図書館・市民交流センター費でございます。内容は、右の説明欄でご説明申し上げます。図書館運営事業 73,371 千円は、図書館協議会委員報酬、会計年度任用職員（館長）報酬のほか、光熱水費、N P O 法人本途人舎への運營業務委託料、システム保守点検委託料、図書購入費が主なものでございます。市民交流センター運営事業 12,948 千円は、会計年度任用職員 5 名分の報酬や社会保険料、保守点検委託料が主なものでございます。

（目 3）公民館費でございます。内容は、右側の説明欄でご説明申し上げます。公民館運営事業 12,030 千円は、公民館全般に係る運営費で、公民館運営審議会やこもろ女性の会運営委員会委員報酬、館長ほか会計年度任用職員の報酬や社会保険料、夜間管理業務委託料、文化協会への補助金等が主なものでございます。

32 ページをご覧ください。公民館報発行事業 2,481 千円は、毎月発行する公民館報の発行に係る公民館報編集委員の謝礼や印刷製本費が主なものでございます。支館・分館支援事業 5,908 千円は、支館・分

館の活動に対する交付金が主なものでございます。学級・講座等開催事業 2,974 千円は、公民館で開催する学級・講座等に係る講師の謝礼が主なものでございます。

（目 4）文化センター費でございます。内容は、右側の説明欄でご説明申し上げます。文化センター運営事業 31,372 千円は、文化センターの運営、維持管理に係る光熱水費、舞台照明音響等業務委託料、各種舞台設備等保守点検委託料などが主なものでございます。

33 ページをご覧ください。（目 5）美術館・博物館費でございます。内容は、右側の説明欄でご説明申し上げます。小山敬三美術館運営事業 16,135 千円は、小山敬三美術館の運営、維持管理に係る館長ほか会計年度任用職員の報酬、光熱水費、受付等事務委託料が主なものでございます。高原美術館・白鳥映雪館運営事業 24,177 千円は、高原美術館・白鳥映雪館の運営、維持管理に係る学芸員ほか会計年度任用職員の報酬、光熱水費、受付等事務委託料が主なものでございます。

34 ページをご覧ください。高原美術館・白鳥映雪館企画展開催事業 3,954 千円は、高原美術館・白鳥映雪館の企画展の開催に係るポスターやチラシの印刷製本費、作品の運搬展示業務委託料が主なものでございます。なお、来年度の企画展は、例年開催している海野和男昆虫写真展や日本のアートディレクション展などに加え、まなびのまち造形講座講師の矢嶋正一氏及び故田中良則氏の回顧展のほか、高原美術館に所蔵されている静物画にスポットを当てた作品展、高原美術館の美人画展などを予定しています。

（目 6）記念館費でございます。内容は、右側の説明欄でご説明申し上げます。藤村記念館運営事業 9,777 千円は、藤村記念館の運営、維持管理に係る館長ほか会計年度任用職員の報酬、光熱水費、受付等事務委託料が主なものでございます。

35 ページをお願いします。小諸義塾記念館運営事業 3,474 千円は、小諸義塾記念館の運営、維持管理に係る受付等事務委託料などでございます。高濱虚子記念館運営事業 8,932 千円は、高濱虚子記念館の運営、維持管理に係る館長ほか会計年度任用職員の報酬、受付等事務委託料、虚子こもろ全国俳句大会及びこもろ日盛俳句祭の負担金が主なものでございます。なお、虚子記念館は来年度より 12 月から 3 月までの冬季については休館とし、事前に予約があった日時のみ館長が対応する予定です。

以上、文化財・生涯学習課に係わる部分につきまして概要を申し上げましたが、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

代表委員	スポーツ課長
スポーツ課長	議案第 13 号「令和 2 年度一般会計予算及び小諸奨学資金特別会計予算の上程について」の内、スポーツ課に係わるものについてご説明申し上げます。 5 ページをお願いします。歳入からご説明申し上げます。(款 13) 使用料及び手数料、(項 1) 使用料、(目 5) 教育使用料、(節 1) 教育総務使用料のうち、(細節 3) 学校開放体育施設使用料 397 千円は、市内小中学校の学校開放事業に係る使用料でございます。その下の(節 4) 保健体育使用料 3,210 千円は、(細節 1) の南城公園プール使用料から(細節 6) 市営野球場使用料まで、指定管理施設を除く体育施設の使用料収入でございます。 14 ページをお願いします。(款 20) 諸収入、(項 5) 雑入、(目 7) 雑入、(節 7) 自動販売機取扱収入 360 千円は、体育施設に設置してあります自動販売機の取り扱い収入で、(節 9) 広告掲載収入、(細節 4) 大栄小諸球場広告掲出収入の 1,100 千円は、年間 10 万円で 1 年更新の 11 企業分を見込んだものになります。 歳入の主なものは以上でございます。 次に歳出についてご説明申し上げます。35 ページをお願いします。(款 10) 教育費、(項 7) 保健体育費、(目 1) 保健体育総務費でございます。予算総額 11,542 千円で、前年度比 1,366 円の減額となります。内容は、右側の説明欄にて、事業ごとに、ご説明申し上げます。保健体育総務費運営費 6,260 千円は、スポーツ課に係る事務局費で、スポーツ推進審議会委員報酬他、経常経費になります。なお、令和 2 年度は、スポーツ推進計画の更新年にあたることから、市民アンケートに係る通信運搬費が増額となっております。 36 ページをお願いします。「スポーツ推進委員会運営事業」792 千円は、スポーツ推進委員の報酬他、運営費でございます。スポーツ大会等運営事業 3,833 千円は、教育委員会の主催または共催するスポーツ大会、スポーツ教室等の開催に要する費用です。学校開放事業 390 千円は、学校開放している小中学校の施設に係る修繕費等でございます。高地トレーニング等推進事業 267 千円は、骨格予算であることから、例年、小諸市エリア高地トレーニング推進協議会の一員として担う役割に係る経費の内、トップアスリートの合宿誘致、市内の子どもたちとのスポーツ交流事業等、スポーツによる地域振興に係る費用は計上してございません、当面の普通旅費と消耗品費の計上となっております。 続きまして、(目 2) 体育施設費でございます。予算総額 47,289 千

	円で、前年度比は 67,538 千円の減額となります。内容は、右側の説明欄でご説明申し上げます。体育施設運営事業 6,963 千円は、乙女湖公園テニスコート、マレットゴルフ場及び市営球場にかかる維持管理に係る費用でございます。総合体育館等運営事業 12,468 千円は、指定管理施設である、総合体育館、武道館等に係る指定管理委託料 11,220 千円他、施設経費でございます。 37 ページをお願いします。南城公園プール運営事業 19,790 千円、大栄小諸球場運営事業 4,656 千円及び天池総合運動場運営事業 3,412 千円は、それぞれの体育施設に係る運営費となります。 以上、スポーツ課に係わる部分につきまして、概要を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。
代表委員	以上で議案第 13 号の提案理由の説明を終わります。 続きまして、議案第 14 号「小諸市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について」事務局から説明願います。学校教育課長
学校教育課長	議案書の 39 ページをお開きください。議案第 14 号「小諸市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について」ご説明申し上げます。本案は、学校に勤務する県費事務職員の職名について追加するため、所要の改正をするものでございます。 内容については、41 ページの新旧対照表でご説明申し上げます。別表第 1 の（１）中、左欄に「事務長」、中欄に「事務職員」、右欄に「事務職員その他の職員が行う事務を統括し、その他事務をつかさどる職務」を加え、備考に「事務長は、別表第 2 に掲げる副参事、専門幹又は主幹が在籍する学校に置く。」を第 3 項として加えるものでございます。附則で、この規則は、公布の日から施行するものでございます。 以上、概要を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決議賜りますようお願い申し上げます。
代表委員	以上で議案第 14 号の提案理由の説明を終わります。 続きまして、議案第 15 号「小諸市立小・中学校職員服務規程の一部改正について」事務局から説明願います。学校教育課長
学校教育課長	議案書の 43 ページをお開きください。議案第 15 号「小諸市立小・中学校職員服務規程の一部改正について」ご説明申し上げます。本案は、教育公務員特例法の改正に伴い、小諸市立小・中学校職員服務規程の所要の改正を行うとともに、各様式の文言整理を行うものでござ

	います。 内容については、44 ページの新旧対照表でご説明申し上げます。第 21 条中、「第 20 条第 2 項」を「第 22 条第 2 項」に改め、第 22 条中、「第 21 条第 1 項」を「第 17 条第 1 項」に改め、第 27 条の 3 中、「第 20 条の 3 第 1 項」を「第 26 条第 1 項」に改めるほか、様式は、第 1 号、第 3 号～第 15 号、第 17 号～第 20 号、第 22 号～第 27 号、第 27 号の 3、第 27 号の 4 及び第 28 号について、宛先をあらためるものでございます。附則で、この訓令は、公布の日から施行するものでございます。 以上、概要を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決議賜りますようお願い申し上げます。
代表委員	以上で議案第 15 号の提案理由の説明を終わります。 続きまして、議案第 16 号「第 4 次小諸市子ども読書活動推進計画の策定について」事務局から説明願います。文化財・生涯学習課長
生涯学習課長	第 4 次小諸市子ども読書活動推進計画の策定についてご説明申しあげます。本計画は、現行の第 3 次推進計画の期間が令和元年度で満了することに伴い、その後継計画として策定するものです。なお、計画の策定にあたっては、委員会等を組織して検討を行う方式ではなく、市民の皆さんとの対話による「みんなで一緒に考える市民参加型の策定方式」により、計 3 回のワークショップを開催し、第 3 次計画の振り返りとそこから見えてきた課題を整理して第 4 次計画の素案としてまとめ、市立小諸図書館協議会や市内図書館連絡会でも協議した結果を反映させて計画（案）といたしました。また、第 3 次推進計画は、小諸市の基本計画と計画期間を合わせるため、2 年間の計画期間であったことも踏まえ、目指す姿は、引き続き「小諸のこどもへ“読書は楽しい”を」といたしました。計画の期間は小諸市の基本計画に合わせて令和 2 年度～令和 5 年度とし、計画の構成は、第 1 章で計画の基本的な考え方を、第 2 章では第 3 次推進計画の評価を、第 3 章では第 4 次推進計画の基本的な考え方を、第 4 章では計画推進のための具体的な取り組みと目標数値を定めました。 特に計画の要となる具体的な取り組みとして、幼稚園、保育園の取り組みでは、保護者と職員の距離が近く、家庭への直接的な働きかけが可能である幼稚園や保育園は、保護者との共有・連携ができる場です。家庭へ働きかけるとともに、積極的に市立小諸図書館等と連携し、子どもたち一人ひとりに「読書のたのしさ」を届けます。 小学校の取り組みでは、子どもたちの読書活動が大きく変化、成長

	する時期です。周囲の環境に左右されることなく、読書の可能性を子どもたち一人ひとりに働きかけるために、「人」と「場」で子どもの読書活動を支えます。 中学校・高等学校の取り組みでは、読書の幅が広がり、読書傾向の個性がはっきりと表れてくる時期です。同時に、徐々に読書から遠ざかる傾向もあり、読書への姿勢に格差が生じてくる世代です。学校図書館を中心に、他の推進主体と連携・協働する中で、子どもたち一人ひとりの多様な読書の要求に応え、支えます。 養護学校の取り組みでは、すべての子どもたちが豊かな読書活動ができるように積極的に他の推進主体と連携して取り組んでいく必要があります。 地域の取り組みでは、子どもたちをとりまく地域は、本だけではない実体験に基づいた学びを支えます。そして、さまざまな場面で子どもたちの成長を見守り、支援します。 行政の取り組みでは、行政は、各推進主体の役割を理解し、連携・協働のための制度を整え、各種活動を支援する役割を担っています。子どもたちに「豊かな心」や「自ら考え行動できる力」が育まれるために、子どもとその家庭に関わる全ての部局が連携・協働し、子どもの読書に対する取り組みが縦断的・横断的に行われるよう努めます。最後に市立小諸図書館の取り組みでは、市立小諸図書館は、子どもたちがさまざまな本や人との出会いを楽しむことができる場所です。子どもたちが自主的に読書を楽しみ、その先に「豊かな心」「自ら考え行動できる力」が自然と育まれるよう、読書環境を整備し、「場」と「人」と「機会」で支援します。 以上、計画の概要を申し上げましたが、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。
代表委員	以上で議案第 16 号の提案理由の説明を終わります。 以上で、日程第 5 「議案審議」については、終わります。
代表委員	日程第 6 「議案の質疑及び採決」に入ります。 議案第 2 号について、ご質疑ございませんか。 (質疑なし)
代表委員	なければ、以上で議案第 2 号に対する質疑を終結し、これより採決を行います。 議案第 2 号は原案のとおり決することでご異議ございませんか。

代表委員	(異議なし) ご異議なしと認めます。よって、議案第２号は原案のとおり承認されました。 続きまして、議案第３号について、ご質疑ございませんか。
代表委員	(質疑なし) なければ、以上で議案第３号に対する質疑を終結し、これより採決を行います。 議案第３号は原案のとおり決することでご異議ございませんか。
代表委員	(異議なし) ご異議なしと認めます。よって、議案第３号は原案のとおり承認されました。 続きまして、議案第４号について、ご質疑ございませんか。
代表委員	(質疑なし) なければ、以上で議案第４号に対する質疑を終結し、これより採決を行います。 議案第４号は原案のとおり決することでご異議ございませんか。
代表委員	(異議なし) ご異議なしと認めます。よって、議案第４号は原案のとおり承認されました。 続きまして、議案第５号について、ご質疑ございませんか。
代表委員	(質疑なし) なければ、以上で議案第５号に対する質疑を終結し、これより採決を行います。 議案第５号は原案のとおり決することでご異議ございませんか。 (異議なし)

代表委員	ご異議なしと認めます。よって、議案第５号は原案のとおり承認されました。 続きまして、議案第６号について、ご質疑ございませんか。 (質疑なし)
代表委員	なければ、以上で議案第６号に対する質疑を終結し、これより採決を行います。 議案第６号は原案のとおり決することでご異議ございませんか。 (異議なし)
代表委員	ご異議なしと認めます。よって、議案第６号は原案のとおり承認されました。 続きまして、議案第７号について、ご質疑ございませんか。 (質疑なし)
代表委員	なければ、以上で議案第７号に対する質疑を終結し、これより採決を行います。 議案第７号は原案のとおり決することでご異議ございませんか。 (異議なし)
代表委員	ご異議なしと認めます。よって、議案第７号は原案のとおり承認されました。 続きまして、議案第８号について、ご質疑ございませんか。 (質疑なし)
代表委員	なければ、以上で議案第８号に対する質疑を終結し、これより採決を行います。 議案第８号は原案のとおり決することでご異議ございませんか。 (異議なし)
代表委員	ご異議なしと認めます。よって、議案第８号は原案のとおり承認さ

代表委員	れました。 続きまして、議案第 9 号について、ご質疑ございませんか。 (質疑なし) なければ、以上で議案第 9 号に対する質疑を終結し、これより採決を行います。 議案第 9 号は原案のとおり決することでご異議ございませんか。 (異議なし)
代表委員	ご異議なしと認めます。よって、議案第 9 号は原案のとおり承認されました。 続きまして、議案第 10 号について、ご質疑ございませんか。 (質疑なし)
代表委員	なければ、以上で議案第 10 号に対する質疑を終結し、これより採決を行います。 議案第 10 号は原案のとおり決することでご異議ございませんか。 (異議なし)
代表委員	ご異議なしと認めます。よって、議案第 10 号は原案のとおり承認されました。 続きまして、議案第 11 号について、ご質疑ございませんか。 (質疑なし)
代表委員	なければ、以上で議案第 11 号に対する質疑を終結し、これより採決を行います。 議案第 11 号は原案のとおり決することでご異議ございませんか。 (異議なし)
代表委員	ご異議なしと認めます。よって、議案第 11 号は原案のとおり承認されました。 続きまして、議案第 12 号について、ご質疑ございませんか。

代表委員	(質疑なし) なければ、以上で議案第 12 号に対する質疑を終結し、これより採決を行います。 議案第 12 号は原案のとおり決することでご異議ございませんか。
代表委員	(異議なし) ご異議なしと認めます。よって、議案第 12 号は原案のとおり承認されました。 続きまして、議案第 13 号について、ご質疑ございませんか。
代表委員	(質疑なし) なければ、以上で議案第 13 号に対する質疑を終結し、これより採決を行います。 議案第 13 号は原案のとおり決することでご異議ございませんか。
代表委員	(異議なし) ご異議なしと認めます。よって、議案第 13 号は原案のとおり承認されました。 続きまして、議案第 14 号について、ご質疑ございませんか。
代表委員	(質疑なし) なければ、以上で議案第 14 号に対する質疑を終結し、これより採決を行います。 議案第 14 号は原案のとおり決することでご異議ございませんか。
代表委員	(異議なし) ご異議なしと認めます。よって、議案第 14 号は原案のとおり承認されました。 続きまして、議案第 15 号について、ご質疑ございませんか。
	(質疑なし)

代表委員	なければ、以上で議案第 15 号に対する質疑を終結し、これより採決を行います。 議案第 15 号は原案のとおり決することでご異議ございませんか。 (異議なし)
代表委員	ご異議なしと認めます。よって、議案第 15 号は原案のとおり承認されました。 続きまして、議案第 16 号について、ご質疑ございませんか。 (質疑なし)
代表委員	なければ、以上で議案第 16 号に対する質疑を終結し、これより採決を行います。 議案第 16 号は原案のとおり決することでご異議ございませんか。 (異議なし)
代表委員	ご異議なしと認めます。よって、議案第 16 号は原案のとおり承認されました。 以上で、日程第 6 「議案の質疑及び採決」については終わります。
代表委員	日程第 7 「閉会の宣言」 以上で、付議された案件は全て終了いたしました。これをもちまして、令和 2 年小諸市教育委員会 2 月第 2 回定例会を閉会いたします。ご苦勞様でした。